

第 2 4 号議案

足立区結核診査協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区結核診査協議会条例の一部を改正する条例

足立区結核診査協議会条例（昭和 5 0 年足立区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区結核の診査に関する協議会条例

第 1 条中「結核予防法施行令（昭和 2 6 年政令第 1 4 2 号）第 3 条第 2 項」を「結核予防法（昭和 2 6 年法律第 9 6 号）第 5 0 条」に、「足立区結核診査協議会」を「足立区結核の診査に関する協議会」に改める。

第 3 条を削る。

第 2 条第 1 項中「（関係行政庁の職員のうちから任命された委員を除く。）」を削り、同条第 2 項中「あつたときは」を「あつたと認めるときは」に、「きいて」を「聴いて」に改め、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

第 2 条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 5 人以内で組織する。

（ 1 ） 結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者
4 人以内

（ 2 ） 医療以外の学識経験を有する者 1 人

第 4 条から第 6 条までを削り、第 7 条を第 6 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（委員長）

第4条 協議会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の守秘義務)

第5条 協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区結核診査協議会の項中「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に改める。

(提案理由)

結核予防法の改正に伴い、足立区結核診査協議会の名称を変更するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。